

## 指定制度に係るヒアリング事項について（制度面）

労働基準局安全衛生部

論 点	理 由
<p>(1) 国家資格である免許、コンサルタント、作業環境測定士試験の事務を国自ら行わず指定法人に行わせる理由</p>	<p><b>【免 許】</b>  労働安全衛生法に基づく免許試験は 18 種類にもおよび、<u>従来、試験を実施していた都道府県労働基準局の他の業務に支障を生じさせ、また、試験場の確保が困難なことから試験の実施回数が制限され、受験者に不便をかける等の問題が生じていた。</u>  このため、昭和 52 年の労働安全衛生法の改正により、指定試験機関による免許試験の実施を可能とし、<u>常時試験を実施し得る体制を整備することによって、受験者の利便と行政事務の効率化を図ったものである。</u></p>
	<p><b>【労働安全・労働衛生コンサルタント試験】</b>  従来、国が実施していたものであるが、<u>試験の受験者数が増加しており、また、行政改革会議の最終報告（平成 9 年 12 月 3 日）等の要請もあり、行政事務の簡素合理化の観点から、平成 11 年に労働安全衛生法の改正を行い、指定試験機関による試験の実施を可能としたものである。</u></p>
	<p><b>【作業環境測定士試験】</b>  作業環境測定士制度検討当時、<u>作業環境測定法の制定後は大量の作業環境測定士受験者が想定されたため、試験事務を担当する行政側の事務能力が十分でないことが懸念された。</u>  このため、昭和 50 年に制定された作業環境測定法で、作業環境測定士資格について定めるとともに、指定試験機関による試験の実施を可能としたものである。</p>
	<p><b>【労働安全・労働衛生コンサルタントの登録】</b>  <u>臨時行政調査会の最終答申（昭和 58 年 3 月）及び行政改革会議の最終報告（平成 9 年 12</u></p>

	<p>月)において、行政事務の簡素合理化の観点から、試験事務等の定型的な事務について極力民間に移譲することを要請されていたこと、及び、コンサルタントの登録者数が増加していたこと等を踏まえ、平成11年の労働安全衛生法改正の際にコンサルタントの登録事務を労働大臣が指定する者に行わせることができることとしたものである。</p> <p><b>【作業環境測定士の登録】</b>  臨時行政調査会の最終答申(昭和58年3月)において、行政事務の簡素合理化の観点から試験事務等の定型的な事務について極力民間に移譲することを要請されていたことから、昭和61年の作業環境測定法改正(規制緩和一括措置法)により、作業環境測定士の登録事務を労働大臣が指定する者に行わせることができることとしたものである。</p>
<p>(2) 指定基準、指定理由、これらの情報公開</p>	<p><b>【指定基準】</b></p> <p>○ 免許試験、労働安全・労働衛生コンサルタント試験・登録  (労働安全衛生法)</p> <p>第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。</p> <p>二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。</p> <p>三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。</p>

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

※ 労働安全・労働衛生コンサルタントの指定試験機関、指定登録機関については準用。

○ 作業環境測定士試験の指定試験機関、作業環境測定士の登録

(作業環境測定法)

第二十一条 厚生労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 厚生労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしなければならない。

一 他に指定した者があること。

二 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

四 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第二十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

※ 作業環境測定士の指定登録機関については準用。

**【指定理由】**

○ 指定試験機関（(財)安全衛生技術試験協会の指定理由)

(免許試験)

免許試験は、一定の危険、有害な業務に従事する者の能力をそれによって担保し、労働災害の防止に資することを目的としているものであり、その試験の実施に当たっては、高度の公正、中立性、斉一性が要求されることから、全国で試験事務を実施できることが必要であるため。

また、作業環境測定士試験を実施しており、労働安全衛生関係の試験事務についてのノウハウの蓄積がある当該法人において試験事務を実施することが効率的であるため。

(労働安全・労働衛生コンサルタント試験)

労働安全衛生法に基づく免許試験、作業環境測定士試験も実施しており、労働安全衛生関係の試験事務についてのノウハウの蓄積がある当該法人において試験事務を実施することが効率的であるため。

(作業環境測定士試験)

(財)安全衛生技術試験協会の前身である(財)作業環境測定士試験協会は、作業環境測定士試験の事務について、作業環境測定法の制定後に大量の受験者が想定され、試験事務を担当する行政側の事務能力が十分でないとの懸念があったことから、当該事務を行う法人として設立されたものであるため。

○ 指定登録機関（(社)日本労働安全衛生コンサルタント会の指定理由)

コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資する事務を行うコンサルタント会に、コンサルタント業務を行うのに不可欠な登録に係る事務を行わせることにより、事務の適性の確保が図られるため。

	<p>○ 指定登録機関（(社) 日本作業環境測定協会）の指定理由</p> <p>(社) 日本作業環境測定協会は、作業環境測定法に規定する「全国の測定士の品位の保持並びに測定士及び測定機関の業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とする」に該当するものであり、測定とその測定を担う測定士の登録に係る業務を一体的に実施できるため。</p> <p><b>【情報公開】</b></p> <p>指定試験機関、指定登録機関の指定基準は、労働安全衛生法、作業環境測定法に規定されており、公知のものである。</p> <p>指定理由については、現状において厚生労働省のホームページ等で公開している。</p>
<p>(3) 指定機関を1法人に限定している理由</p>	<p>指定試験機関については、全国斉一に試験を実施するため、指定機関を1法人に限定している。</p> <p>なお、国家資格の試験を国以外が実施しているものについては、例外なく1試験当たり1法人とされている。</p> <p>指定登録機関については、労働安全・労働衛生コンサルタントや作業環境測定士の品位の保持、進歩改善に取り組む法人がないこと、登録データについて統一的な運用を図りやすいこと、登録事務事態の業務量が複数法人とするほどのものがないこと等を理由として、指定登録機関を1法人に限定している。</p>
<p>(4) コンサルタント及び作業環境測定士について、試験合格後に登録が必要な理由</p>	<p><b>【労働安全・労働衛生コンサルタント】</b></p> <p>労働安全・労働衛生コンサルタントについては、事業場の安全・衛生の診断を行うために、生産技術や機械、材料といった企業秘密に触れる現場に立ち入ることになるため、業務で知り得た秘密の保持等が必要になる。</p> <p>コンサルタント試験は、労働災害防止についての技術、経験、ノウハウを評価するものですのであり、コンサルタントが企業の信用を失う行為をしても、試験合格を取り消すことは適当でない。</p> <p>このため、コンサルタントを名乗って業を行う場合には登録を要件とし、品位上に問</p>

	<p>題があるコンサルタントについてはこの登録を取消し、コンサルタントを名乗れないようにしているものである。</p> <p><b>【作業環境測定士】</b></p> <p>作業環境測定士が測定した結果は、職場の環境評価を大きく左右するものであることから、高い倫理観を持って測定の依頼主である事業者と接し、公正な測定結果を提示することが求められる。</p> <p>このようなことから、作業環境測定士の登録要件、登録の取消要件を規定した登録制度が設けられている。</p> <p>(参 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境測定士については、登録免許税法に基づき、登録免許税の課税対象とされている。労働安全・労働衛生コンサルタントについては、登録免許税の課税対象にはなっていない。</li> <li>・国家資格の登録の考え方は、弁護士、公認会計士、税理士、医師など顧客の秘密に触れる資格について、普遍的に制度化させているものである。</li> </ul>
<p>(5) コンサルタント及び作業環境測定士について、試験実施者と登録事務者を別の指定法人に行わせている理由</p>	<p>昨年の厚生労働省省内仕分けの結果を踏まえ、労働安全・労働衛生コンサルタント、作業環境測定士のいずれについても、登録事務を試験実施者である(財)安全衛生技術試験協会に移管する方向で、調整中である。</p>
<p>(6) 免許、コンサルタント及び作業環境測定士の試験手数料、積算方法、見直し状況</p>	<p><b>【試験手数料の額：政令で規定】</b></p> <p>○ 免許</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学科 6, 800円</li> <li>・実技 11, 100～21, 800円</li> </ul> <p>※ 特別ボイラー溶接士 21, 800円  普通ボイラー溶接士 18, 900円  揚荷装置運転士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士  11, 100円</p>

- 労働安全・労働衛生コンサルタント  
 (試験手数料) 24,700円  
 (登録手数料) 30,000円
- 作業環境測定士試験  
 (試験手数料)

第1種作業環境測定士	共通科目+選択科目1科目	13,900円
	共通科目全部免除+選択科目1科目	10,600円
第2種作業環境測定士		11,800円

(登録手数料) 25,800円

**【積算方法】**

人件費、物件費を考慮して定めている。

- 免許試験  
 (学科試験)

人件費		5,896円
物件費 (印刷費等)		972円
		$5,896円 + 972円 \div 6,800円$

(実技試験)

  - ・特別ボイラー溶接士

人件費		5,374円
物件費 (試験片作成費等)		16,474円
		$5,374円 + 16,474円 \div 21,800円$

  - ・普通ボイラー溶接士

人件費		3,359円
物件費 (試験片作成費等)		15,548円
		$3,359円 + 15,548円 \div 18,900円$

  - ・クレーン等運転士

人件費		6,717円
-----	--	--------

物件費（機械償却費等） 4, 402円

6, 717円 + 4, 402円 = 11, 100円

○ 労働安全・労働衛生コンサルタント

(試験)

人件費 21, 546円

物件費（印刷費等） 3, 160円

21, 546 + 3, 160 = 24, 700円

(登録)

人件費 20, 680円

物件費 6, 974円

20, 680 + 6, 970 = 27, 654円

○ 作業環境測定士

(試験)

・ 第一種作業環境測定士

共通科目 + 選択科目 1科目

人件費 6, 146円

物件費 7, 781円

6, 146 + 7, 781 = 13, 900円

共通科目全部免除 + 選択科目 1科目

人件費 7, 658円

物件費 2, 968円

7, 658 + 2, 968 = 10, 600円

・ 第二種作業環境測定士（1件当たり単価）

人件費 6, 146円

物件費 5, 676円

6, 146 + 5, 676 = 11, 800円

(登録)

人件費 12, 515円